

茅ヶ崎市選挙管理委員会告示第19号

茅ヶ崎市選挙管理委員会の所管に係る茅ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月30日

茅ヶ崎市選挙管理委員会委員長 小川 茂子

茅ヶ崎市選挙管理委員会の所管に係る茅ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する告示

茅ヶ崎市選挙管理委員会の所管に係る茅ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成17年茅ヶ崎市選挙管理委員会告示第19号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

茅ヶ崎市選挙管理委員会の所管に係る茅ヶ崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程

本則中「茅ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（）」を「茅ヶ崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（）」に改め、「第3条から第6条まで」を削り、「茅ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則」を「茅ヶ崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。